

12. 税の控除・減免

・税制度

種 類	内 容	金 額	問い合わせ先																																																																										
国 税	所得税	小規模企業共済等掛金控除 1 小規模企業共済法に規定された共済契約(旧第二種共済契約を除く。)に基づく掛金 2 確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金(iDecoの掛金など) 3 条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金	支払った掛金の全額が所得控除	税務署 (73頁参照)																																																																									
	障害者控除	(障害者控除) 本人又は同一生計配偶者、扶養親族が身体障害者手帳3～6級、療育手帳B又はC、精神障害者保健福祉手帳2～3級など (特別障害者控除) 本人又は同一生計配偶者、扶養親族が身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級など	一人につき所得控除27万円 一人につき所得控除40万円 同居の特別障害者である場合75万円																																																																										
	基礎控除【令和7年12月以降】																																																																												
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">本人の合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>令和7・8年分</th> <th>令和9年分以後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">132万円以下</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">95万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">132万円超</td> <td style="text-align: center;">336万円以下</td> <td style="text-align: center;">88万円</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">58万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">336万円超</td> <td style="text-align: center;">489万円以下</td> <td style="text-align: center;">68万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">489万円超</td> <td style="text-align: center;">655万円以下</td> <td style="text-align: center;">63万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">655万円超</td> <td style="text-align: center;">2,350万円以下</td> <td style="text-align: center;">58万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,350万円超</td> <td style="text-align: center;">2,400万円以下</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">48万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,400万円超</td> <td style="text-align: center;">2,450万円以下</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">32万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,450万円超</td> <td style="text-align: center;">2,500万円以下</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">16万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,500万円超</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">0円</td> </tr> </tbody> </table>		本人の合計所得金額		控除額		令和7・8年分	令和9年分以後	132万円以下		95万円		132万円超	336万円以下	88万円	58万円	336万円超	489万円以下	68万円	489万円超	655万円以下	63万円	655万円超	2,350万円以下	58万円	2,350万円超	2,400万円以下	48万円		2,400万円超	2,450万円以下	32万円		2,450万円超	2,500万円以下	16万円		2,500万円超	0円																																				
	本人の合計所得金額		控除額																																																																										
			令和7・8年分		令和9年分以後																																																																								
	132万円以下		95万円																																																																										
	132万円超	336万円以下	88万円		58万円																																																																								
	336万円超	489万円以下	68万円																																																																										
	489万円超	655万円以下	63万円																																																																										
655万円超	2,350万円以下	58万円																																																																											
2,350万円超	2,400万円以下	48万円																																																																											
2,400万円超	2,450万円以下	32万円																																																																											
2,450万円超	2,500万円以下	16万円																																																																											
2,500万円超	0円																																																																												
配偶者(特別)控除																																																																													
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">本人の合計所得金額</th> <th rowspan="2">控除の種類</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> <th>1,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">配偶者の合計所得金額</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">58万円以下 (令和7年11月までは48万円以下)</td> <td style="text-align: center;">38万円</td> <td style="text-align: center;">26万円</td> <td style="text-align: center;">13万円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">配偶者控除</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">老人控除対象配偶者(70歳以上)</td> <td style="text-align: center;">48万円</td> <td style="text-align: center;">32万円</td> <td style="text-align: center;">16万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center;">配偶者の合計所得金額</td> <td style="text-align: center;">58万円超</td> <td style="text-align: center;">95万円以下</td> <td style="text-align: center;">38万円</td> <td style="text-align: center;">26万円</td> <td style="text-align: center;">13万円</td> <td rowspan="8" style="text-align: center;">0円 配偶者特別控除</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">95万円超</td> <td style="text-align: center;">100万円以下</td> <td style="text-align: center;">36万円</td> <td style="text-align: center;">24万円</td> <td style="text-align: center;">12万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100万円超</td> <td style="text-align: center;">105万円以下</td> <td style="text-align: center;">31万円</td> <td style="text-align: center;">21万円</td> <td style="text-align: center;">11万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">105万円超</td> <td style="text-align: center;">110万円以下</td> <td style="text-align: center;">26万円</td> <td style="text-align: center;">18万円</td> <td style="text-align: center;">9万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">110万円超</td> <td style="text-align: center;">115万円以下</td> <td style="text-align: center;">21万円</td> <td style="text-align: center;">14万円</td> <td style="text-align: center;">7万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">115万円超</td> <td style="text-align: center;">120万円以下</td> <td style="text-align: center;">16万円</td> <td style="text-align: center;">11万円</td> <td style="text-align: center;">6万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">120万円超</td> <td style="text-align: center;">125万円以下</td> <td style="text-align: center;">11万円</td> <td style="text-align: center;">8万円</td> <td style="text-align: center;">4万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">125万円超</td> <td style="text-align: center;">130万円以下</td> <td style="text-align: center;">6万円</td> <td style="text-align: center;">4万円</td> <td style="text-align: center;">2万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">130万円超</td> <td style="text-align: center;">133万円以下</td> <td style="text-align: center;">3万円</td> <td style="text-align: center;">2万円</td> <td style="text-align: center;">1万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">133万円超</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">0円</td> <td style="text-align: center;">0円</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> </tbody> </table>			本人の合計所得金額				控除の種類	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超	配偶者の合計所得金額	58万円以下 (令和7年11月までは48万円以下)		38万円	26万円	13万円	配偶者控除	老人控除対象配偶者(70歳以上)		48万円	32万円	16万円	配偶者の合計所得金額	58万円超	95万円以下	38万円	26万円	13万円	0円 配偶者特別控除	95万円超	100万円以下	36万円	24万円	12万円	100万円超	105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超	110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超	115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超	120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超	125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超	130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超	133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超	0円		0円	0円
	本人の合計所得金額				控除の種類																																																																								
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超																																																																									
配偶者の合計所得金額	58万円以下 (令和7年11月までは48万円以下)		38万円	26万円	13万円	配偶者控除																																																																							
	老人控除対象配偶者(70歳以上)		48万円	32万円	16万円																																																																								
配偶者の合計所得金額	58万円超	95万円以下	38万円	26万円	13万円	0円 配偶者特別控除																																																																							
	95万円超	100万円以下	36万円	24万円	12万円																																																																								
	100万円超	105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																																								
	105万円超	110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																																								
	110万円超	115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																																								
	115万円超	120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																																								
	120万円超	125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																																								
	125万円超	130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																																								
130万円超	133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																																									
133万円超	0円		0円	0円																																																																									

扶養控除等【令和7年12月以降】

	扶養親族等の合計所得金額	控除額	控除の種類
一般の控除対象扶養親族 (16歳以上)	58万円以下	38万円	扶養控除
老人扶養親族 (70歳以上)		58万円	
同居老親等 同居老親等以外		48万円	
特定扶養親族 (19歳以上23歳未満)		63万円	
特定親族 (19歳以上23歳未満)	58万円超 85万円以下	63万円	特定親族 特別控除
	85万円超 90万円以下	61万円	
	90万円超 95万円以下	51万円	
	95万円超100万円以下	41万円	
	100万円超105万円以下	31万円	
	105万円超110万円以下	21万円	
	110万円超115万円以下	11万円	
	115万円超120万円以下	6万円	
	120万円超123万円以下	3万円	
123万円超	0円		

※所得金額調整控除

所得金額調整控除とは、一定の給与と所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与と所得の金額から控除するというものです。
 所得金額調整控除には、次の1又は2のとおり、二種類の控除があります。
 このうち1の控除は年末調整において適用することができます。

1 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除
 その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、(1)のイ～ハのいずれかに該当する給与と所得者の総所得金額を計算する場合に、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除するものです。

- (1) 適用対象者
- イ 本人が特別障害者に該当する者
 - ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
 - ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

(2) 所得金額調整控除額
 $\{ \text{給与等の収入金額}(1,000\text{万円超の場合は}1,000\text{万円}) - 850\text{万円} \} \times 10\% = \text{控除額}$
 年末調整においてこの控除の適用を受けようとする給与所得者は、その年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に所得金額調整控除額申告書を提出する必要があります。

2 給与と所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除
 その年において、次の(1)に該当する者の総所得金額を計算する場合に、(2)の所得金額調整控除額を給与と所得から控除するものです(注)。

(1) 適用対象者
 その年分の給与と所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える者

(2) 所得金額調整控除額
 $\{ \text{給与と所得控除後の給与等の金額}(10\text{万円超の場合は}10\text{万円}) + \text{公的年金等に係る雑所得の金額}(10\text{万円超の場合は}10\text{万円}) - 10\text{万円} \} = \text{控除額(注)}$

(注) 上記1の所得金額調整控除の適用がある場合はその適用後の給与と所得の金額から控除します。

種 類	内 容		問い合わせ先	
国 税	預貯金等の 利子所得	金融機関等で事前に必要な手続を行うことにより、障害者の預貯金等の利子等について下記のとおり、非課税となります。 ・ 預金、信託、公社債等 元本の合計額 350万円まで ・ 国債又は地方債等 額面の合計額 350万円まで (合計700万円まで非課税)	各金融機関等	
	相続税	心身障害者共済制度に基づき支給される給付金を受ける権利は非課税です。 相続人が障害者の場合は、その人の相続税額から、10万円(特別障害者である場合には20万円)に相続開始の日からその人が満85歳に達するまでの年数を掛けて計算した金額を控除します。 控除しきれない金額があるときは、その障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができます。	税務署 (73頁参照)	
	贈与税	心身障害者共済制度に基づき支給される給付金を受ける権利は非課税です。 特定障害者を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づき、金銭・有価証券その他の財産が信託されたときは、その信託受益権の価額のうち6,000万円(特定障害者のうち特別障害者以外の者にあつては3,000万円)までの金額は非課税です。 この非課税の適用を受けるためには、信託の際に、「障害者非課税信託申告書」を提出しなければなりません。	税務署 (73頁参照)	
	消費税	身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品(以下「身体障害者用物品」という)の譲渡、貸付け等は、消費税法上の非課税取引となります。 ただし、非課税取引の対象となる身体障害者用物品は、義肢、視覚障害者安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車椅子、その他の物品で、身体障害者用物品として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに限られます。	税務署 (73頁参照)	
地 方 税	住民税	障害者控除 特別障害者控除 同居特別障害者控除 前年の合計所得金額が135万円(65歳以上の場合年金収入245万円)以下の障害者	所得控除26万円 所得控除30万円 所得控除53万円 非課税	市町村 税担当課
	個人事業税	視力障害者(両眼の視力の和が0.06以下)が行うあんま・はり等医業に類する事業	非課税	府税事務所 広域振興局税務課 府税出張所
	ゴルフ場 利用税	次に該当する障害者の方がゴルフ場を利用される場合 (ただし、障害者手帳等を呈示し、非課税申請書を提出された場合に限られます。) 1 身体障害者手帳の交付を受けている者 2 療育手帳の交付を受けている者 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 4 戦傷病者手帳の交付を受けている者 5 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている者 等	非課税	府税事務所 広域振興局税務課 府税出張所

種類	内容		金額	問い合わせ先																																												
自動車税の環境性能割 軽自動車税の環境性能割 自動車税の種別割 ※環境性能割については、令和8年3月末廃止予定 地方税	専ら障害者のために使用される自家用自動車 (自動車検査証等に「自家用」と記載されているもので、障害者1人につき1台(軽自動車・バイク含む)に限る。)		減免 (別表のとおり)	府税事務所自動車税管理事務所 TEL 075-672-6155 (府税事務所 広域振興局税務課 府税出張所)																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の区分</th> <th>障害の級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td>1～4級</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>2～4級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td>3級、5級</td> </tr> <tr> <td>音声機能障害 (喉頭摘出によるものに限られます。)</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>上肢不自由</td> <td>1～3級</td> </tr> <tr> <td>下肢不自由</td> <td>1～6級</td> </tr> <tr> <td>体幹不自由</td> <td>1～3級、5級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td> <td>上肢機能</td> <td>1～3級</td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td>1～6級</td> </tr> <tr> <td>心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸及び小腸の各機能障害</td> <td>1級、3級、4級</td> </tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td> <td>1～4級</td> </tr> <tr> <td>肝臓機能障害</td> <td></td> </tr> <tr> <td>知的障害</td> <td>重度(療育手帳A)</td> </tr> <tr> <td>精神障害</td> <td>1級又は1級と同程度(ただし、精神通院医療に係る自立支援医療受給者証が交付されている者に限られます。)</td> </tr> </tbody> </table>		障害の区分		障害の級別	視覚障害	1～4級	聴覚障害	2～4級	平衡機能障害	3級、5級	音声機能障害 (喉頭摘出によるものに限られます。)	3級	上肢不自由	1～3級	下肢不自由	1～6級	体幹不自由	1～3級、5級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1～3級	移動機能	1～6級	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸及び小腸の各機能障害	1級、3級、4級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級	肝臓機能障害		知的障害	重度(療育手帳A)	精神障害	1級又は1級と同程度(ただし、精神通院医療に係る自立支援医療受給者証が交付されている者に限られます。)	自動車の所有(取得)者と運転者との関係 <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害者の状況・障害の程度等</th> <th>自動車の所有(取得)者</th> <th>自動車の運転者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者が18歳以上の場合</td> <td rowspan="4"> ①障害者が生徒又は学生 ②重度の障害者(身体障害者手帳の1級又は2級 療育手帳のA) ③精神障害の程度が1級又は1級と同程度 ④上記①～③以外の場合 </td> <td>障害者本人又は障害者と生計を一にする者</td> </tr> <tr> <td>障害者が18歳未満の場合</td> <td>障害者本人又は障害者と生計を一にする者</td> </tr> <tr> <td>音声機能の障害者の場合</td> <td>障害者本人</td> </tr> <tr> <td>障害者のみで構成される世帯の障害者の場合 ※この場合は、福祉事務所長等の確認印が必要です。</td> <td>障害者本人</td> </tr> </tbody> </table>		障害者の状況・障害の程度等	自動車の所有(取得)者	自動車の運転者	障害者が18歳以上の場合	①障害者が生徒又は学生 ②重度の障害者(身体障害者手帳の1級又は2級 療育手帳のA) ③精神障害の程度が1級又は1級と同程度 ④上記①～③以外の場合	障害者本人又は障害者と生計を一にする者	障害者が18歳未満の場合	障害者本人又は障害者と生計を一にする者	音声機能の障害者の場合	障害者本人	障害者のみで構成される世帯の障害者の場合 ※この場合は、福祉事務所長等の確認印が必要です。	障害者本人
	障害の区分	障害の級別																																														
	視覚障害	1～4級																																														
	聴覚障害	2～4級																																														
	平衡機能障害	3級、5級																																														
	音声機能障害 (喉頭摘出によるものに限られます。)	3級																																														
	上肢不自由	1～3級																																														
	下肢不自由	1～6級																																														
	体幹不自由	1～3級、5級																																														
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1～3級																																													
		移動機能	1～6級																																													
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸及び小腸の各機能障害	1級、3級、4級																																														
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級																																														
	肝臓機能障害																																															
知的障害	重度(療育手帳A)																																															
精神障害	1級又は1級と同程度(ただし、精神通院医療に係る自立支援医療受給者証が交付されている者に限られます。)																																															
障害者の状況・障害の程度等	自動車の所有(取得)者	自動車の運転者																																														
障害者が18歳以上の場合	①障害者が生徒又は学生 ②重度の障害者(身体障害者手帳の1級又は2級 療育手帳のA) ③精神障害の程度が1級又は1級と同程度 ④上記①～③以外の場合	障害者本人又は障害者と生計を一にする者																																														
障害者が18歳未満の場合		障害者本人又は障害者と生計を一にする者																																														
音声機能の障害者の場合		障害者本人																																														
障害者のみで構成される世帯の障害者の場合 ※この場合は、福祉事務所長等の確認印が必要です。		障害者本人																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>申請書の提出期限</th> <th>申請書の提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ①新規登録で環境性能割・種別割がかかるとき ②京都ナンバーの自動車を取得し移転登録(名義変更)する場合や他府県ナンバーの自動車を転入登録する場合で、環境性能割がかかるとき </td> <td>登録の日 (登録前に申請してください)</td> <td rowspan="2">府税事務所自動車税管理事務所</td> </tr> <tr> <td>③上記①②の登録で環境性能割・種別割がかからないとき</td> <td>登録の翌年度の4月1日～納期限</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"> ①4月1日に減免要件に該当しているとき ②年度の途中で障害者手帳等の交付を受けたとき ③納期限後や障害者手帳等の交付後一定期間経過後に申請するとき </td> <td>申請年度の4月1日～納期限</td> <td rowspan="3"> 府税事務所自動車税管理事務所 府税事務所 広域振興局税務課 府税出張所 </td> </tr> <tr> <td>4月1日～翌年2月末日 (すみやかに申請してください)</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	申請書の提出期限	申請書の提出先	①新規登録で環境性能割・種別割がかかるとき ②京都ナンバーの自動車を取得し移転登録(名義変更)する場合や他府県ナンバーの自動車を転入登録する場合で、環境性能割がかかるとき	登録の日 (登録前に申請してください)	府税事務所自動車税管理事務所	③上記①②の登録で環境性能割・種別割がかからないとき	登録の翌年度の4月1日～納期限	①4月1日に減免要件に該当しているとき ②年度の途中で障害者手帳等の交付を受けたとき ③納期限後や障害者手帳等の交付後一定期間経過後に申請するとき	申請年度の4月1日～納期限	府税事務所自動車税管理事務所 府税事務所 広域振興局税務課 府税出張所	4月1日～翌年2月末日 (すみやかに申請してください)																																			
区分	申請書の提出期限	申請書の提出先																																														
①新規登録で環境性能割・種別割がかかるとき ②京都ナンバーの自動車を取得し移転登録(名義変更)する場合や他府県ナンバーの自動車を転入登録する場合で、環境性能割がかかるとき	登録の日 (登録前に申請してください)	府税事務所自動車税管理事務所																																														
③上記①②の登録で環境性能割・種別割がかからないとき	登録の翌年度の4月1日～納期限																																															
①4月1日に減免要件に該当しているとき ②年度の途中で障害者手帳等の交付を受けたとき ③納期限後や障害者手帳等の交付後一定期間経過後に申請するとき	申請年度の4月1日～納期限	府税事務所自動車税管理事務所 府税事務所 広域振興局税務課 府税出張所																																														
	4月1日～翌年2月末日 (すみやかに申請してください)																																															
(注1) 環境性能割については、登録日を過ぎて申請された場合、減免を受けることができません。																																																
(注2) 軽自動車税の種別割の減免については、軽自動車の定置場の所在地の市町村税務所管課へお問い合わせください。																																																

(別表)

自動車税の環境性能割 軽自動車税の環境性能割	課税標準額が300万円以下の場合 全額減免 課税標準額が300万円を超える場合 課税標準額300万円分を減免(差額分は課税)
自動車税の種別割	税額が45,000円以下の自動車の場合(※)全額減免 税額が45,000円を超える自動車の場合(※)45,000円を減免(差額分は課税) 納期限後に申請があった場合は申請日の翌月以降の月数に応じて減免 ※グリーン化税制の適用を受ける場合の減免額は次のとおりです。 ・おおむね10%重課の場合…49,500円 ・おおむね15%重課の場合…51,700円 ・おおむね50%軽減の場合…22,500円 ・おおむね75%軽減の場合…11,500円